

○呉市議会政務活動費の交付に関する規則

平成13年3月23日規則第11号

改正

平成25年2月27日規則第5号

呉市議会政務活動費の交付に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、呉市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年呉市条例第2号。以下「条例」という。）に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第1条の2** この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(交付申請等)

**第2条** 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、議長を経由して市長に対し、政務活動費交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 前項の場合において、申請した事項に異動が生じたときは、議長を経由して市長に対し、速やかに政務活動費変更交付申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

3 会派が解散したときは、当該会派の代表者であった者は、議長を経由して市長に対し、会派解散届（様式第3号）を提出しなければならない。

(交付決定)

**第3条** 市長は、前条第1項又は第2項の規定による申請書が提出されたときは、交付額を決定し、政務活動費交付決定通知書（様式第4号）により当該会派の代表者に通知するものとする。

(交付請求)

**第4条** 会派の代表者は、政務活動費の交付月の5日（一般選挙後の政務活動費については、開始月の10日）までに、市長に対し、政務活動費交付請求書（様式第5号）を提出しなければならない。

2 一四半期の途中において新たに結成された会派の代表者は、結成された日の属する月の翌月の5日（基準日に結成された場合は、当月の5日）までに、市長に対し、政務活動費交付請求書を提出しなければならない。

3 一四半期の途中において会派の所属議員数が増加したときは、当該会派の代表者は、増員が生じた日の属する月の翌月の5日（基準日に増員が生じた場合は、当月の5日）までに、市長に対し、政務活動費変更交付請求書（様式第6号）を提出しなければならない。

## 第5条 削除

(収支報告書の写しの送付)

**第6条** 議長は、条例第7条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

**第7条** 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、領収証書等の証拠書類を整理し、これらの書類を年度終了後5年を経過する日まで保管しなければならない。

(委任)

**第8条** この規則に定めるもののほか、政務活動費の交付に必要な事項は、別に定める。

### 付 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

### 付 則 (平成25年2月27日規則第5号)

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第2条関係)

様式第3号 (第2条関係)

様式第4号 (第3条関係)

様式第5号 (第4条関係)

様式第6号 (第4条関係)